

紀美野町第2回定例会会議録

令和4年6月7日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火） 午前9時00分開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 報告第 1 号 | 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について |
| 第 6 | 議案第 3 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について) |
| 第 7 | 議案第 3 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 第 8 | 議案第 3 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 第 9 | 議案第 3 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について) |
| 第 1 0 | 議案第 3 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について) |
| 第 1 1 | 議案第 4 0 号 | 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 4 1 号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 4 4 号 | 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について |
| 第 1 4 | 議案第 4 5 号 | 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 1 5 | 議案第 4 6 号 | 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

について

第 16 議案第 47 号 令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

について

第 17 議案第 48 号 令和 4 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 18 議案第 49 号 令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

について

第 19 議案第 42 号 工事請負契約の締結について

第 20 議案第 43 号 工事請負契約の締結について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 20 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	桐山尚己君
2 番	廣瀬隆一君
3 番	藤井基彰君
4 番	上柏皖亮君
5 番	七良浴光君
6 番	田代哲郎君
8 番	北道勝彦君
9 番	向井中洋二君
10 番	美野勝男君
11 番	美濃良和君
12 番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長	(湯 上 増 巳) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和４年第２回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、４番、上柏皖亮君、５番、七良裕 光君を指名します。

◎日程第２ 会期決定の件

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告を願います。

議会運営委員長、向井中洋二君。

（議会運営委員長 向井中洋二君 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

去る６月２日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から２３日までの１７日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から６月２３日までの１７日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から６月２３日までの１７日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書、令和３年度定期監査に関する報告書及び令和３年度財政援助団体等監査に関する報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、小川君。

（町長 小川裕康君 登壇）

○町長（小川裕康君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきの和歌山県町村議会議長会定期総会において表彰をお受けになられました伊都議長並びに、ただいま表彰をお受けになられました七良浴議員には、このたびの受賞誠にありがとうございます。心からお慶びを申し上げます。これからも健康に十分御留意され、町議会議員の模範として、ますます御活躍いただき、町行政に格別のお力添えと御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

初めに、皆様の一つおわびを申し上げます。去る令和３年１２月議会で御可決いただきました議案第１０９号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例におきまして、改正条文の数値に誤りがございました。その誤りに気がついたのが同条例にさらに一部改正が必要となりその作業をしていた３月でありました。施行日は令和４年４月１日でありましたので、町民の皆様には御迷惑をおかけすることはありませんでした。そして同条例を令和４年３月３１日付で専決処分をしております。この後、議案第３８号、専決処分の承認を求めることについての説明のときに税務課長から詳しく御説明させていただきますが、誤った議案を提出したことにつきまして深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後、二度とこういうことのないよう慎重の上にも慎重を期して事務を進めてまいる所存でございます。

それでは、改めて御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和４年第２回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の

運びとなりましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

さて、去る3月31日付をもって紀美野町発展のために一緒に頑張ってこられた6名の職員が退職されました。

一方、4月1日付で新たに8名の職員を採用し、人事異動も行い、令和4年度がスタートしたところであります。

さて、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症による景気の後退や、ウクライナ情勢等の影響で原油や原材料費が高騰し、また、食料品の値上げなど町民の日常生活に影響を及ぼしていることと思います。町民の皆様方の日常生活に少しでも協力できるようにと、令和2年度に実施いたしましたが、再度本年7月から6か月間、水道料金の基本料金を減免するための予算を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症における4回目のワクチン接種であります。今回は3回目接種を受けた方で、60歳以上の方と、そして18歳から59歳の方で基礎疾患のある方が対象となります。60歳以上の方には接種券を、また、18歳から59歳の方々には御案内を間もなくお送りいたします。6月下旬から個別接種を、7月中旬から集団接種を順次実施する予定でございます。今後も町といたしましては万全の準備を整え、感染予防や重症化予防等にしっかりと対応してまいる覚悟でございます。

次に、4月15日に役場本庁舎駐車場で発生しました公用車火災につきまして、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にご心配をおかけいたしましたことについておわび申し上げます。

去る5月12日にメーカー立会いの下、警察と消防による検証の結果、原因はエンジンルーム内に小動物などが持ち込んだ木くずから出火した可能性が高いということでございました。原因が判明した後、公用車の定期的なエンジンルーム内の点検等を職員に周知したところでございます。

また、令和4年3月1日に宣言をさせていただきました「紀美野町子ども子育て応援宣言」に関しましては、子育て支援推進本部会議を開催し、全職員一丸となって子育て支援施策の検討を今進めているところでございます。

また、昨年5月27日から長谷毛原地区で実証実験が始まった買物支援サービス「きみのり」が1年間の実証実験を終え、先日5月14日にトヨタカローラ和歌山株式会社様となかモーター自工株式会社様から2台の自動車を町に寄附いただき、それを元気長谷毛原会に貸与し、介護サービスの訪問型サービスD事業を活用した元気長谷毛原会に

よる自主的な運用が始まりました。町といたしましても、この事業が継続していけるようにサポートしてまいりたいと考えてございます。

次に、期日前投票所についてであります。来る7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、投票日の前日の7月9日の土曜日は本庁舎に加え美里支所でも開設する予定で進められているところでございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第35号から議案第49号までの15件であります。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例についてなど条例の一部改正の専決処分の承認を求める案件が4件、令和4年度一般会計補正予算の専決処分の承認を求める案件、そして、条例の一部を改正する案件が2件、工事請負契約の締結に関する案件が2件、令和4年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が6件であります。

令和4年度一般会計補正予算の専決処分につきましては、物価高騰等による影響を緩和するため、低所得の子育て世帯に対する総合緊急対策として、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための関連予算でございます。

また、一般会計補正予算（第2号）の主なものといたしましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生まれた新生児に1人当たり11万円を給付する新生児特別臨時給付金給付事業や、先ほども申し上げましたが、町民生活の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年7月から6か月間、水道料金の基本料金を減免するための予算を計上してございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 小川裕康君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 執行部におかれましては、議案の作成に当たり細心の注意を払うとともに、十分に精査の上で提出するようにお願いします。

次に、一般質問の通告書は、6月8日、午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、9番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第5 報告第1号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

○議長(伊都堅仁君) 日程第5、報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について議題とします。

報告を求めます。企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) おはようございます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

報告第1号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

1ページをお開きください。

令和3年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

1. 一般事項の(1)理事会決議事項についての実績報告でございます。

令和3年度では2回の理事会を開催してございます。

令和3年5月28日の第1回理事会では、令和2年度決算についての議決をいただいております。

令和4年3月24日の第2回理事会では、令和4年度予算についての議決をいただいております。

次に、(2)役員に関する事項でございます。

まず、ア. 役員の異動に関する事項につきましては、令和3年8月31日に1名の理

事が辞任され、新たに令和3年4月1日に8名の理事、令和3年5月14日に5名の理事及び1名の監事、令和3年12月13日に1名の理事、令和4年3月17日に1名の監事が就任をされてございます。

次に、イ. 役員名簿でございます。令和4年3月31日現在での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事15名、監事2名、計17名の名簿でございます。

次に、2ページをお開きください。

(3) 行政官庁認可等に関する事項について。令和3年6月15日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、6月8日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、令和2年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、2. 業務でございます。

(1) 土地取得状況及び(2) 土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

(3) 土地造成事業収益でございますが、実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

次に、(4) 土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなっております。特定土地等事業用地につきましては1,966.57平方メートル、取得原価566万5,899円でございます。これにつきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995-1番地に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円は、福井字檜山1111-7番地ほか4筆でございます。

以上を合わせまして3,221.71平方メートル、4,926万818円でございます。

次に、3ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

1. 事業収益及び2. 事業原価につきましては、実績がございませんでしたので、事業総利益につきましてはゼロ円でございます。

3. 販売費及び一般管理費につきましては35万6,440円でございます。この内訳につきましては、広告宣伝費としてフリーペーパー紙等への公告掲載費用で13万7,500円。委託料として福井檜山団地の除草作業委託で16万8,940円、それから

法人町民税の5万円でございます。

次に、4. 事業外収益、(1) 受取利息は1,504円でございます。この内訳につきましては、普通預金利息4円と定期預金利息1,500円でございます。(2) 雑収益はございません。

次に、5. 事業外費用もございません。よって、経常損失は35万4,936円でございます。当期純損失につきましては、事業総利益ゼロ円から経常損失35万4,936円を引いた35万4,936円でございます。

次に、4ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産の部、1. 流動資産でございますが、(1) 現金及び預金が1,925万2,925円、(2) 公有用地はございません。(3) 特定土地が566万5,899円、(4) 完成土地が4,359万4,919円、流動資産合計は6,851万3,743円でございます。

2. 固定資産はございませんので、資産合計6,851万3,743円でございます。

負債の部につきましてはございません。

次に、5ページを御覧ください。

資本の部でございます。

1. 資本金。(1) 基本財産500万円。ながみね農業協同組合において定期預金として保有してございます。

2. 準備金につきましては、(1) 前期繰越準備金6,386万8,679円、(2) 当期純損失35万4,936円、準備金合計6,351万3,743円、資本合計は資本金と準備金の合計6,851万3,743円、負債資本合計6,851万3,743円でございます。

次に、6ページをお開きください。

財産目録でございます。

資産の部でございますが、流動資産の合計が6,851万3,743円。この内訳は普通預金125万2,925円、定期預金が1,300万円、基本金の定期預金500万円、特定土地1,966.57平方メートル、566万5,899円、完成土地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円でございます。固定資産はございません。資産合計6,851万3,743円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債、固定負債とともございません。負債合計はゼロ円でございます。

資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は6,851万3,743円でございます。

次に、7ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書となっております。

内容につきましては、Ⅰ．事業活動によるキャッシュ・フロー、その他の業務支出はマイナス35万6,440円、小計がマイナス35万6,440円となっております。利息の受取額1,504円で、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス35万4,936円でございます。

Ⅳ．現金及び現金同等物増加額はマイナス35万4,936円でございます。

現金及び現金同等物期首残高は1,960万7,861円でございます。

現金及び現金同等物期末残高は1,925万2,925円でございます。

次に、8ページから9ページにかけまして、附属明細表として費目別明細表の一覧を掲載させていただいております。内容につきましては、さきの内容と同様となりますので、省略をさせていただきます。

次に、10ページをお開きください。

令和4年4月26日に監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただきます。

以上、簡単でございますが、令和3年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時24分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時28分)

◎日程第6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)

◎日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)

◎日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

◎日程第9 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について)

○議長(伊都堅仁君) 日程第6、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)から、日程第9、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について)まで、以上4議案を一括議題とします。

説明を求めます。税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長(坂 昌美君) おはようございます。

議案の説明の前に、一言おわびを申し上げます。

本定例会に提出しております議案第38号について、さきに町長からも説明をしていただきましたが、令和3年12月議会にて御可決いただいた国民健康保険税条例の一部を改正する条例において、誤った議案を提出してしまったことを心より深くおわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

それでは、議案第35号から議案第38号までを順に説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

次の２ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日 紀美野町長 小川裕康

理由でございますが、令和４年３月３１日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和４年４月１日に施行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次の３ページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例。

令和４年３月３１日

条例第 １１ 号

紀美野町税条例等の一部改正。

第１条、紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正内容でございますが、まず、第１８条の４は、納税証明書の手数料について、配偶者からの暴力の被害者等の住所が漏れないように、総務省令で定める措置を講じた場合においても、その手数料が変わらないことを法令上、明確化した改正でございます。

次に、３ページ中段から５ページ中段を御覧ください。

第３３条第４項及び第６項は、個人住民税の所得割の算定について、令和６年度分以降より上場株式等の配当所得や株式等譲渡所得に係る課税方式を確定申告の記載によってのみ適用する改正でございます。

次に、５ページ中段から６ページ中段にかけまして、第３４条の７は、寄附金税額控除について、公益法人制度改革に伴い寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲について、一定の経過措置が設けられていたものの終了に伴う改正でございます。

次に、６ページ中段から７ページ中段にかけまして、第３４条の９でございます。条例第３３条の第４項及び第６項の改正に伴い、配当所得割額または株式等譲渡所得割額の控除を確定申告の記載によって行うとする規定の整備でございます。

次に、７ページ中段から８ページを御覧ください。

第36条の2は、町民税の申告について、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

次に、9ページの第36条の3の2でございます。号の新設で、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、配偶者が退職手当等を有する場合は、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族等申告書にその旨を記載することとした改正及び規定の整備でございます。

次に、9ページ下段から10ページにかけまして、第36条の3の3でございます。個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者等が退職手当等を有する場合には、公的年金等受給者が公的年金等の支払者へ提出する扶養親族等申告書にその旨を記載することとする改正及び規定の整備でございます。

次に、11ページの第48条でございます。第48条は、法改正に合わせた控除への改正でございます。

次に、12ページ上段でございます。第53条の7は、省令改正に合わせた規定の整備でございます。

次に、12ページ中段から13ページ上段を御覧ください。

第73条の2及び次の第73条の3は、固定資産課税台帳の閲覧または交付について、配偶者からの暴力の被害者等の住所が漏れないように、総務省令で定める措置を講じた場合においても、その手数料が変わらないことを法令上明確にしたことに伴う改正でございます。

次に、13ページを御覧ください。

附則第7条の3の2は、所得税において、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する制度を延長することとする改正でございます。

次に、13ページ中段から14ページを御覧ください。

附則第10条の2につきましては、法改正に伴う項ずれの改正及び第14項は、新設で貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準額の特例措置を定めたもので、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、都道府県知事等の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税の課税標準を最初の3年度分は価格に4分の3の割合を乗じた額とするものでございます。

次に、15ページから16ページ中段にかけまして、附則第10条の3は、省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の軽減措置の見直しに伴い、字句を改めるものでございます。

次に、16ページ中段から17ページ中段を御覧ください。

附則第12条は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期するために、激変緩和の観点から、令和4年度限りの措置として、商業地等の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とする改正でございます。

次に、17ページ中段から18ページ中段を御覧ください。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税特例について、配当等に係る個人の町民税の課税の特例を受けようとする旨を記載した確定申告書を提出した場合に限り、当該特例を適用することとする規定の整備でございます。

次に、18ページ中段を御覧ください。

附則第17条の2は、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

次に、19ページでございます。

第20条の2は、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例について、確定申告書に適用を受ける旨の記載があるときに限り、適用することとする規定の整備でございます。

次に、20ページから21ページ中段にかけまして、第20条の3でございます。条例適用配当及び条例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例について、確定申告書に適用を受ける旨の記載があるときに限り、適用することとする規定の整備でございます。

次に、21ページ下段から22ページ上段にかけましての第24条は、附則第25条を削除することによる規定の整備でございます。

その次の第25条は、住宅ローン控除の延長に伴う規定の整備でございます。

次に、23ページから24ページ中段をお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第2条、紀美野町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第1条のうち、紀美野町税条例第36条の3の3第1項の改正規定は、次のように改正する。

改正内容でございますが、第36条の3の3は、16歳未満の者または扶養親族であつて、退職手当等を有する者について、公的年金等受給者が公的年金等の支払者へ提出する扶養親族等申告書にその旨を記載することとした規定の整備でございます。

次に、24ページ中段の附則でございます。附則を次のように改正するにつきまして、町民税に関する経過措置について、文言の改正でございます。

次に、25ページから26ページをお開きください。

附則でございます。

施行期日につきましては、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。第1号につきましては、令和5年1月1日から、第2号につきましては、令和6年1月1日から、第3号につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

次に、第2条は、納税証明書に関する経過措置を、次の第3条は、町民税に関する経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第35号の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号について説明させていただきます。

議案書の27ページをお開きください。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

次の28ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 紀美野町長 小川裕康

理由でございます。租税特別措置法及び租税特別措置法施行令が改正されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に

関する条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

29ページをお開きください。

紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

令和4年3月31日

条例第 12 号

紀美野町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

この条例につきましては、町内産業の振興を促進するため、この事業の用に供する家屋もしくは償却資産またはこれらの敷地である土地を取得した場合、この条例に基づきこれらに係る固定資産税の課税免除が受けられることを定めたものであります。

今回の改正内容につきましては、令和4年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令による法令改正により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める政令において、引用する租税特別措置法及び同法施行令の規定改正に伴う項ずれの改正でございます。

附則でございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第36号の説明とさせていただきます。

次に、議案第37号について説明をさせていただきます。

議案書の31ページをお開きください。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

次の32ページを御覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町地方活力向上地域等における固

定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日 紀美野町長 小川裕康

理由でございます。令和４年３月３１日において、地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令、令和２年総務省令第２５号が公布されたに伴い、紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

３３ページをお開きください。

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和４年３月３１日

条例第 １３ 号

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

この条例は、地域再生法に基づき和歌山県が作成した地域再生計画に沿って、本町の一部区域に本社機能となる事業所等の移転や拡充をするために、一定要件を備えた家屋及び償却資産とその敷地となる土地を取得した場合、これらにかかる固定資産税の税率を軽減する特別措置を定めたものであります。

今回、地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の改正があり、この適用期限を令和４年３月３１日から令和６年３月３１日に２年間延長することに伴い、改正を行うものでございます。

３５ページをお開きください。

附則でございます。

施行期日につきましては、令和４年４月１日から施行するものでございます。適用区分につきましては、この条例による改正後の紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、施行日以降に新設され、または増設された設備については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第３７号の説明とさせていただきます。

次に、議案第３８号について説明をさせていただきます。

議案書の３６ページをお開きください。

議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出 紀美野町長 小川裕康

37 ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日 紀美野町長 小川裕康

理由でございます。令和 4 年 3 月 31 日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなるため、紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

令和 4 年 3 月 31 日

条例第 14 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部改正。

第 1 条、紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

第 1 条につきましては、国民健康保険税の賦課限度額についての改正でございます。改正内容でございますが、国民健康保険税条例の一部を改正し、国民健康保険税の賦課限度額について、医療費保険分を現行の「63 万円」から「65 万円」に、後期高齢者支援金分を現行の「19 万円」から「20 万円」に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、介護保険給付分につきましては、現行の 17 万円を据置きとし、合計金額としましては、現行の「99 万円」から「102 万円」に引き上げるものとなります。

次に、40 ページから 41 ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第 2 条、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正

する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

紀美野町国民健康保険税条例第23条に1項を加える改正規定を次のように改正する。
第2条につきましては、未就学児の国民健康保険税の減額について、23条に第2項を新設する改正でございます。

第2項といたしまして、国民健康保険加入世帯の未就学児に対する国民健康保険の均等割保険税の軽減措置についての規定の整備でございます。

第1号は基礎課税額で、第2号は後期高齢者支援金等課税額で、それぞれ未就学児の均等割の1人当たりの年間の軽減額についての規定でございます。第1号につきましては、7割軽減世帯で均等割額が3,750円、5割軽減世帯で6,250円、2割軽減世帯で1万円、軽減なしの世帯で1万2,500円となります。

第2号の後期高齢者支援金等課税額の均等割額は、7割軽減世帯で1,125円、5割軽減世帯で1,875円、2割軽減世帯で3,000円、軽減なし世帯で3,750円となります。

次に、附則でございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

適用区分につきましては、第1条の規定による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

ここで、参考資料としてお配りさせていただいている横長のA3サイズの資料を御覧ください。

まず、令和3年第4回定例会において御可決いただいた議案第109号の一部で、私どもの条例分の文言の捉え方に誤りがあったため、保険税の額に間違いがありました。それが参考資料、表中左の誤という字で（令和3年第4回定例会で可決済）という表のほうになります。この条文の下線部が間違っていた金額でございます。そして、表中真ん中の正の条文の下線部が正しい保険税額でございます。ここには載せておりませんが、第23条の第1項では、保険税の減額について、7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの場合で、減額する額を表記しております。

次に、この第2項について、この表中の条文の2項では、未就学児の均等割額軽減額について、各世帯の未就学児1人に対し、第1項で減額した後の残った保険税の2分の

1の額を、さらに減額した額だけを各号のアからエにそれぞれ表記すべきところでしたが、間違って前の項で、第1項のほうで減額した額をその額に足した金額を表記してしまいました。

それから、令和4年第1回定例会において御可決いただいた議案第8号において、均等割額が現行の2万3,000円から2万5,000円に引き上げた改正に伴い、保険税の減額についても引き上げる改正が必要でございました。その改正したものが表中右側の今回の改正後の条文の下線部でございます。これにつきましては、さきに説明をいたしました議案書の40ページから41ページの条文と同じ内容になります。

以上、簡単ではございますが、議案第38号の説明とさせていただきます。

いずれも施行期日は令和4年4月1日でありましたので、住民の皆様には御迷惑をおかけすることはありませんでしたが、今後、このような事態を二度と起こすことのないよう、細心の注意と再確認を行ってまいりたいと存じます。どうか御理解を賜りまして、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

◎日程第10 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について)

○議長(伊都堅仁君) 日程第10、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について)議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 議案第39号について説明させていただきます。

それでは、議案書の42ページをお願いします。

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて。

令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

43ページをお願いします。

専決処分書。

令和４年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和４年５月２３日 紀美野町長 小川裕康

専決処分の理由といたしましては、コロナ禍における物価高騰等による影響を緩和するため、国の低所得の子育て世帯に対する総合緊急対策の実施に向け、早急に対応するため、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

４４ページをお願いします。

令和４年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）。

令和４年度紀美野町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５９３万２，０００円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ８０億１，６２３万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年５月２３日 紀美野町長 小川裕康

なお、補正内容については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得者の子育て世帯に対し、その実用に踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る予算を計上するものでございます。

それでは、予算に関する説明書の３ページをお開きください。また、予算説明資料も併せて御覧ください。

歳入でございます。

１５款国庫支出金、２項２目民生費国庫補助金で５７２万８，０００円の増額補正です。ひとり親以外の子育て世帯の生活支援特別給付金の給付に係る費用について、国から１００％補助されるものでございます。

次に、１６款県支出金、２項２目民生費県補助金で２０万４，０００円の増額補正です。ひとり親の子育て世帯生活支援特別給付金給付に係る事務費用について、県から１００％補助されるものでございます。

続いて、歳出でございます。

４ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項 8 目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費で 5 9 3 万 2, 0 0 0 円の増額補正です。事業内容といたしましては、低所得の子育て世帯に対して、児童 1 人当たり 5 万円を給付するもので、対象者は、ひとり親については児童扶養手当の支給を受けている方や、遺族年金や障害年金などの公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方が対象となります。ひとり親以外の世帯については、1 8 歳未満のお子さんがいらっしゃる方で、令和 4 年度の住民税が非課税の方が対象となります。また、ひとり親以外の世帯にかかわらず、家計が急変し、生活が厳しい子育て世帯も対象となります。ついては、給付に係る職員の超過勤務手当や消耗品費、郵便料、システム改修委託料などの事務費及び給付金を計上するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 3 9 号の説明といたします。よろしく申し上げます。

(健康福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第 1 1 議案第 4 0 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎日程第 1 2 議案第 4 1 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 1、議案第 4 0 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、及び日程第 1 2、議案第 4 1 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長（坂 昌美君） それでは、議案第 4 0 号及び議案第 4 1 号について御説明させていただきます。

議案書の 4 7 ページをお開きください。

議案第 4 0 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免に関する規定を整備するため、紀美野町国民健康保険税条例を改正する必要

が生じたためでございます。

次の４８ページから４９ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正内容でございますが、令和２年度から実施しております新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯への国民健康保険税の減免の特例措置について、その対象期間が令和４年３月３１日であったものを令和５年３月３１日まで延長するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日は公布の日から施行するものでございます。

適用区分は、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以降分の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

次に、議案第４１号について説明をさせていただきます。

議案書の５０ページをお開きください。

議案第４１号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和４年６月７日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。これにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に関する規定を整備するため、紀美野町介護保険条例を改正する必要性が生じたためでございます。

次の５１ページから５２ページをお開きください。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正につきましては、さきの国民健康保険税条例の改正と同様で、令和２年度から実施しております新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯への介護保険料の減免の特例措置について、その対象期間が令和４年３月３１日

だったものを令和5年3月31日まで延長するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第40号及び議案第41号の説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

◎日程第13 議案第44号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第13、議案第44号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の56ページをお開きください。

議案第44号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)。

令和4年度紀美野町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,090万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,713万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金268万9,000円の増額補正で、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。

2項1目総務費国庫補助金5,883万3,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目民生費国庫補助金1,770万4,000円の増額補正で、住民税非課税世帯等に

に対する臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金456万9,000円の増額補正で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で2,322万7,000円の減額補正でございます。

3目ふるさとまちづくり応援基金繰入金490万円の増額補正で、創業支援補助事業に充当するものでございます。

7目公共施設等整備基金繰入金1,833万3,000円の増額補正で、野上小学校職員トイレ改修事業及びスポーツ公園排水施設改修事業に充当するものでございます。

21款諸収入、4項1目雑入100万円の増額補正で、コミュニティ助成事業として、消防団小型動力ポンプ整備事業に充当するものでございます。

8ページに移りまして、22款町債、1項7目消防債390万円の減額補正で、小型動力ポンプ整備事業の財源を緊急防災減災事業債からコミュニティ助成金に振り替えるための減額でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の9ページをお開きください。

歳出では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について、一般職の人件費を多くの箇所では補正計上をしております。この人件費関連の補正につきましては、主に4月の人事異動に伴うものでございますので、詳しい説明は省略させていただきますことを御了承いただきたく存じます。

2款総務費、1項1目一般管理費1,742万3,000円の減額補正で、人件費として1,747万7,000円の減額補正のほか、8節旅費でパートタイム会計年度任用職員の通勤手当5万4,000円を計上してございます。

4目財産管理費269万5,000円の増額補正で、かじか荘温泉井戸調査委託料でございます。

5目企画費501万8,000円の人件費の増額補正でございます。

10ページにわたりまして、6目電子計算費124万4,000円の人件費の減額補正でございます。

11目防災諸費586万5,000円の人件費の減額補正でございます。

11ページにわたりまして、2項1目税務総務費262万5,000円の人件費の減額補正でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費61万4,000円の人件費の減額補正でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費32万6,000円の人件費の減額補正でございます。

12目介護保険事業費265万3,000円の増額補正、13目後期高齢者医療費271万9,000円の減額補正で、いずれも主に人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

12ページに移りまして、14目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費1,770万4,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度にこの給付金を給付した方以外で住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。

3節職員手当等で、職員の超過勤務手当10万円、10節需用費で消耗品費10万円、11節役務費で郵便料4万5,000円及び口座振込手数料1万9,000円、12節委託料で電算システム改修委託料として44万円、18節負担金、補助及び交付金で住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円を給付するための臨時特別給付金として、170世帯分1,700万円をそれぞれ計上してございます。

13ページにわたりまして、2項1目児童福祉総務費65万6,000円の増額補正、2目青少年対策費730万3,000円の減額補正、4目こども園費733万7,000円の減額補正で、いずれも人件費でございます。

9目新生児特別臨時給付金給付事業費388万9,000円の増額補正で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生まれた新生児に対して、1人当たり11万円を給付する事業でございます。

3節職員手当等で職員の超過勤務手当2万円、10節需用費の消耗品費で1万円、11節役務費の郵便料で9,000円、18節負担金、補助及び交付金で新生児特別臨時給付金として、1人当たり11万円の35人分、385万円をそれぞれ計上してございます。

14ページにわたりまして、4款衛生費、1項3目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費725万8,000円の増額補正で、4回目の接種に係る関連経費を計上して

ございます。

1 節報酬で保健衛生事故調査会委員 7 万 2,000 円とパートタイム会計年度任用職員 2 名分、210 万 3,000 円、3 節職員手当等でパートタイム会計年度任用職員 2 名分の期末手当 42 万 1,000 円、8 節旅費でパートタイム会計年度任用職員 2 名分の通勤手当 11 万 6,000 円、10 節需用費で消耗品費 10 万円、11 節役務費で電話料 48 万円、郵便料 97 万 7,000 円及び審査支払手数料 30 万円、12 節委託料で個別接種委託料として 227 万 7,000 円、13 節使用料及び賃借料で集団接種会場への送迎用の自動車借上料として 41 万 2,000 円をそれぞれ計上してございます。

5 目環境衛生費 4,006 万 1,000 円の増額補正で、人件費で 178 万 7,000 円、水道料金の基本料金の減免のため、18 節負担金、補助及び交付金で簡易水道事業会計補助金 1,887 万 6,000 円、27 節繰出金で簡易水道事業特別会計繰出金 1,939 万 8,000 円をそれぞれ計上してございます。

8 目診療諸費 1 万 3,000 円の増額補正で、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。

15 ページに移りまして、5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 506 万 9,000 円の減額補正で人件費でございます。

3 目農業振興費 12 万 5,000 円の増額補正で、パートタイム会計年度任用職員の期末手当と通勤手当でございます。

7 目地籍調査事業費 367 万 2,000 円の人件費の増額補正でございます。

16 ページに移りまして、2 項 1 目林業総務費 226 万 8,000 円の人件費の増額補正でございます。

4 項 1 目山村振興総務費 20 万 3,000 円の人件費の増額補正でございます。

17 ページにわたりまして、6 款商工費、1 項 1 目商工振興費 2,485 万 9,000 円の増額補正でございます。人件費で 30 万 9,000 円、新型コロナウイルス感染症等の拡大により売上げが減少している事業者を支援するため、県が実施している飲食宿泊サービス業等支援金の給付を受けた町内事業者に対して給付する飲食宿泊サービス業等支援給付金として 1,965 万円、創業支援事業補助金として 490 万円をそれぞれ計上してございます。

7 款土木費、2 項 1 目道路橋りょう維持費 158 万 6,000 円の増額補正で、パートタイム会計年度任用職員 1 名の経費でございます。

3 項 1 目住宅管理費 3 8 万 4, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

1 8 ページに移りまして、8 款消防費、1 項 1 目常備消防費 6 1 4 万 4, 0 0 0 円の
人件費の減額補正でございます。

2 目非常備消防費で小型動力ポンプ整備事業に充当している起債とコミュニティ助成
金の財源入替えて、補正額の増減はありません。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費 3 8 6 万 5, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございま
す。

1 9 ページにわたりまして、2 項 1 目学校管理費 3 3 3 万 3, 0 0 0 円の増額補正で、
野上小学校職員トイレの改修工事に伴う設計監理業務委託料及び工事費を計上してござ
います。

4 項 1 目社会教育総務費 5 3 3 万 1, 0 0 0 円の人件費の増額補正でございます。

4 目人権教育費 3 0 0 万 3, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

2 0 ページにわたりまして、5 項 2 目体育施設管理運営費 1, 5 0 0 万円の増額補正
で、スポーツ公園排水施設改修工事費でございます。

恐れ入りますが、議案書の 5 9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正でございます。

変更するものは一般単独事業債で、限度額を 3 9 0 万円減額の 5 億 2 8 0 万円にして
ございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と
同じでございます。

次の 6 0 ページをお開きください。

令和 3 年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でありまして、御高覧いただきたく存じま
す。

以上、議案第 4 4 号、令和 4 年度紀美野町一般会計補正予算（第 2 号）の説明とさせ
ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 1 0 時 2 6 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４０分）

◎日程第１４ 議案第４５号 令和４年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１５ 議案第４６号 令和４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第４５号、令和４年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について、及び日程第１５、議案第４６号、令和４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、一括議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは、議案第４５号及び４６号の説明をさせていただきます。

議案書の６２ページを御覧ください。

議案第４５号、令和４年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）。

令和４年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９,４０４万９,０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年６月７日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書２３ページを御覧ください。併せて説明資料は２０ページからでございます。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う増額補正でございます。

歳入でございます。

５款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金、１節一般会計繰入金１万３,０００

円の増額補正でございます。

続いて、予算に関する説明書 24 ページを御覧ください。

説明資料は 21 ページでございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 万 3,000 円の増額補正でございます。

2 節給料で一般職給 14 万 2,000 円の増額でございます。

3 節職員手当等では 15 万 9,000 円の減額で、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

4 節共済費、一般職共済費 3 万円の増額でございます。

以上、議案第 45 号の説明といたします。

続きまして、議案の 66 ページを御覧ください。

議案第 46 号、令和 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 27 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,759 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書の 27 ページを御覧ください。

説明資料は 22 ページでございます。

これにつきましても、職員の人事異動に伴う減額補正でございます。

歳入でございます。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金、4 節職員給与費繰入金 27 万 9,000 円の減額補正でございます。

続いて、予算に関する説明書 28 ページを御覧ください。

説明資料のほうは 23 ページでございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 7 1 万 9 , 0 0 0 円の減額補正でございます。

2 節給料、一般職給 1 0 5 万 4 , 0 0 0 円の減額です。

3 節職員手当等 1 2 7 万 1 , 0 0 0 円の減額で、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

4 節共済費、一般職共済費 3 9 万 4 , 0 0 0 円の減額でございます。

以上、議案第 4 6 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 6、議案第 4 7 号、令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案第 4 7 号について説明させていただきます。

議案書の 7 0 ページをお開きください。

議案第 4 7 号、令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 5 万 3 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 7 , 0 8 0 万 3 , 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出 紀美野町長 小川裕康

なお、今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴う補正でございます。

予算に関する説明書の 3 1 ページをお開きください。

歳入でございます。

7 款繰入金、1 項 4 目事務費繰入金で 2 6 5 万 3 , 0 0 0 円の増額補正です。

続いて、歳出でございます。

32ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費で265万3,000円の増額補正です。事務職員の異動に伴うもので、職員数は3名のままで変更ございません。

以上、簡単でございますが、議案第47号の説明といたします。よろしく願います。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第17 議案第48号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

◎日程第18 議案第49号 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第17、議案第48号、令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、及び日程第18、議案第49号、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、一括議題とします。説明を求めます。水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長(長生正信君) それでは、議案書74ページをお開きください。

議案第48号、令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,326万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書34ページをお開きください。

説明資料では26ページとなっております。

今回の補正は、コロナ禍において原油価格や電気、ガスをはじめ食料品等、生活必需品など、全般にわたり物価の高騰が続いております。住民の皆様方や事業者の方の負担も大きくなっていることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活

用し、負担軽減に係る支援として、7月から12月までの6か月間の使用分のうち、基本料金を減免するものでございます。一般家庭や民間の事業所等で現在水道を使用している水栓が対象でございます。対象件数につきましては、1か月当たり2,300件、323万3,000円でございます。予算の総額については変更はなく、歳入の内訳のみの補正でございます。

それでは、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料において、6か月間の水道基本料金の減免額として1,939万8,000円の減額でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、基本料金減免額に対する繰入金1,939万8,000円の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書77ページをお開きください。

議案第49号、令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益171万6,000円増額の1億9,738万3,000円。

第1項営業収益1,887万6,000円減額の7,634万4,000円。

第2項営業外収益2,059万2,000円増額の1億2,103万9,000円。

（他会計からの補助金）

第3条 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,887万6,000円である。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書36ページをお開きください。

説明資料は27ページでございます。

令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第１号）実施計画明細書でございます。

東部簡易水道と同様に、基本料金を減免するものでございます。対象件数につきましては、１か月当たり２,２００件で、３１４万６,０００円の６か月分でございます。

収入でございます。

１款水道事業収益１７１万６,０００円の増額につきましては、１項営業収益、１目１節で給水収益で水道料金の基本料金減免額として１,８８７万６,０００円の減額。

２項営業外収益、３目１節一般会計補助金として、減免額と同額の１,８８７万６,０００円を受け入れるものでございます。

５目雑収益、２節その他雑収益で水道料金の減免により料金収入が減少することで、消費税等の還付が発生するため、１７１万６,０００円の増額となっております。

消費税の還付につきましては、確定申告により還付されるため、４月以降の収入となることから、未収金として計上させていただいております。

３７ページからのキャッシュ・フロー及び貸借対照表につきましては、支出の変動はございません。また、収入につきましても、料金収入から他会計補助金への同額の財源変更となっており、変動はありませんが、課税売上げの料金収入が減少するため、消費税の還付が発生することになり、還付額のみが反映されており、未収金計上となっているものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の７８ページをお開きください。

令和３年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算の繰越について。

地方公営企業法第２６条第３項の規定により、令和３年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算繰越計算書について、次のように報告する。

令和４年６月７日提出 紀美野町長 小川裕康

地方公営企業法では本来、第２６条第１項で、建設改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合は、管理者はその額を翌事業年度に繰り越し、使用することができるとされており、この繰越制度が一般会計などの明許繰越制度に変わるものでございます。ただし、第３項の規定で繰り越した場合、管理者は次の議会でその旨を報告しなければならないとされておりますので、今回、繰越計算書により御報

告させていただきます。

下佐々浄水場施設更新事業の令和3年度の予算総額は5億9,319万8,000円でしたが、施工業者の決定等に期間を要し、年度内の完成が困難となったため、工事費の前払金の5,000万円を除く工事及び監理業務の5億4,319万8,000円を繰り越したものでございます。

進捗状況について少し説明させていただきますと、工場製作等可能なものから順次製作に取りかかっているところでございます。現地での状況では、高圧受電の電柱移転等、仮設配線や仮設配管工事を行い、浄水施設である緩速ろ過池に代わる急速ろ過設備の建設を進めてございます。急速ろ過設備の機械本体につきましては、既に製作が完成しており、仮置場まで搬入を行っております。現地での据付け場所となる地下受水槽の築造を現在行っておりまして、予定といたしましては、8月頃に試験運転を行い、一部供用開始を行いたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

◎日程第19 議案第42号 工事請負契約の締結について

◎日程第20 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第19、議案第42号、工事請負契約の締結について、及び日程第20、議案第43号、工事請負契約の締結について、一括議題とします。

説明を求めます。建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） それでは、恐れ入りますが、議案書の53ページを開きください。また、議案参考資料1ページ、2ページを併せて御覧ください。また、追加させていただきました写真つき全体の計画平面図も併せて御覧ください。

議案第42号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的でございます。令和4年度町道釜滝柴目線橋梁下部工事（A1）でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、9,867万円でございます。契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町神野市場232番地、折口組、代表

者、折口富造でございます。

この工事は、令和２年度から工事に着手してございます町道釜滝柴目線道路改良工事のうち、柴目地内におきまして橋梁延長８５．５メートル、橋梁形式は３径間のコンクリート橋の橋梁を施工することとしています。その橋梁の下部工事といたしまして、橋台２基、橋脚２基施工するうち、今年度は残りの橋台１基の橋梁下部工事を実施するものでございます。

議案参考資料の１ページに記載のとおり、令和４年５月１３日に入札を行い、調査基準価格の９,３２８万６,０００円を下回る入札であったため、落札を保留し、５月２６日紀美野町低入札価格調査委員会での審査を経て５月２７日に仮契約を行ったものでございます。

また、参考資料２ページ目に橋梁の側面図、平面図等を添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが、議案第４２号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の５４ページをお開きください。また、議案参考資料の３ページから５ページを併せて御覧ください。また、Ａ３横長の写真付きの全体の計画平面図も併せて御覧いただくようお願いいたします。

議案第４３号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和４年６月７日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的でございます。令和４年度町道釜滝柴目線道路改良工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は１億９,７４５万円でございます。契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町小西３５６番地２、株式会社中田組、代表取締役、中田弘信でございます。

この工事も、全体延長１,１６６メートルの町道釜滝柴目線道路改良工事のうちの道路改良工事でございます。既に完了しておる釜滝側から続く道路延長約１４２メートル部分の盛土部の補強土壁による道路改良工事が主となるものでございます。施工場所は釜滝及び柴目地内となります。

なお、盛土部の土砂については、柴目側の山林の切土により確保したいと考えてござ

います。

議案参考資料３ページに記載とおり、令和４年５月１３日に入札を行い、調査基準価格の２億５３２万４,０００円を下回る入札であったため、落札を保留し、５月２６日紀美野町低入札価格調査委員会での審査を経て５月２７日に仮契約を行ったものでございます。

また、参考資料４ページ、５ページに平面図を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第４３号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから、議案第４２号に対する質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

(１１番 美濃良和君 登壇)

○１１番（美濃良和君） おはようございます。

若干お聞きしておきたいと思います。この入札については、８５．９％と低いことであったために、調査委員会を設けて調査されたと、そういうことでございますけれども、その調査の内容についてお聞きしたいと思います。

それから、この折口組について、能力審査されていると思うんですけれども、その能力審査の状況についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

(１１番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

まず、当該の事業所がこの工事を適正に実行できるかを知るために、低入札価格調査報告書を事業者のほうから提出をいただきました。報告書の内容につきましては、低入札に至った理由、積算内訳書、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の内訳書、労働者の確保計画等を記載したものでございます。

そこで、工事監理体制であったり、安全管理、工事内容に適した履行が可能であるかということを総合的に判断した結果、折口組さん、Ａ１の橋台下部工事については、隣接地に同種の橋梁下部工事を実施中でありまして、資材置場や現場事務所が確保済みで

ありまして、土工を直営施工することでコスト削減を可能としたと伺っておりますので、大丈夫であると判断してございまして、仮契約をさせていただいたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長 (中前貴康君) 私のほうから、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

紀美野町競争入札参加資格及び審査等に関する要綱に基づきまして、建設業の参加資格につきましては、建設業許可、それから経営審査事項の申出がなされているかどうか、また、2年以上建設業を営んでいるか等の参加資格によりまして、参加資格を定めて、クリアしているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 間違いないのが当たり前ですし、そういうことであると思いますけれども、それぞれの業者のその労働者というんですか、その把握等についてはどうであるのか。

それから、いろいろと検討していただいているというふうに思うんですけれども、当然のことながら、何というんですか、附帯というたらいいんか、要するに、安全対策の方を雇っていただくと。そういうふうなこと等、圧縮ということになっていないのかどうか、その辺のことについてはどうでしょうか。

以前から言われているように、低入札、安いこの工事価格というのはありがたいんですけれども、それによって、問題、業者のほう、あるいはその下請等にその負担がかかってこないのかどうか、その辺のことについてはどうであるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長 (中前貴康君) それでは、私のほうから、職員数についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました指名競争入札参加資格申請書によりますと、折口組さんにつきましては、職員数は6人ということで確認はしてございます。

以上となります。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

折口組さん、このA1橋台につきましては、隣接地で現在橋台1基、橋脚2基を施工してございます。先ほども申しましたが、資材置場であるとか、現場事務所確保を既にしておりまして、直営で土工をしておることで、コスト削減を可能としてございます。それで、現在行っている工事の状況を見ましても、安全管理であったり、能力、実績、技術的にも問題ないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号に対する質疑を行います。

5番、七良浴 光君。

（5番 七良浴 光君 登壇）

○5番（七良浴 光君） この1億7,950万で落札したという件ですが、調査基準価格からすると、2,500万強の低さが出ていると思います。調査の委員会を立ち上げてやったという話ですが、その委員会の中で、この業者から出てきた書面の中で、この調査基準価格と落札額との差がありますが、その中で、どの費用が大きな費用とし

てやられているのか。特に現場事務所がはたにあるとかというような状況ではないのではないかと、このように思いますので、その点を詳しく答弁願いたいと思います。以上。

(5 番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

5 月 26 日の低入札審査委員会に提出された書類につきまして、積算の内訳書であるとか、労務者の確保計画等出していただいた中で、積算の内訳で比較しましたところ、全体の金額、積算比較表の中で、全体的に低い金額を提示していただきました。その理由につきましては、大規模な工事であり、計画的、効率的に進める中で、同種工事の施工経験がこの業者及び下請業者ともありまして、企業努力によって土木擁壁工で経費削減と、仕入におきましても、見積りを複数とる中で、安価な業者を確保して、積算の積み上げにより積算したものであります。全体的に計画的、効率的に進めることで、経費を抑制することが可能となったということで、78.78 の落札率で入札いただいたと伺っております。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 5 番、七良浴 光君。

○5 番 (七良浴 光君) 今の答弁、ちょっと理解しづらい答弁であったと思うんです。私からお尋ねしたのは、やはりこの項目で大きく業者から出てきた書類については減額された。先ほどの業者であれば、令和3年度の工事の続きであるから、現場事務所がもう既に設置されておったとか、いろんな形で減額ですか、少ない金額で見積り、入札ができる要素があったかと思うんですが、その点について、いま少し詳しくお願いしたいのと、もう1点、この議案第43号に係る入札については、どうも調査基準価格を下回る業者が多く見受けられます。そういった中で、6社も調査基準価格を下回っているということであれば、調査基準価格の設定についてもどう考えているのかと。今後、どう考えていくべきかということも課題になってくるんじゃないかなと思いますが、その2点について、再度お尋ねします。

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

○建設課長 (米田和弘君) それでは、七良浴議員の御質疑にお答えしたいと思います。

ます。

具体的に、内訳でどのあたりが低く計上されたかといいますと、道路土工の部分、地盤改良工の部分、失礼しました。道路土工の部分で約68%、地盤改良工の部分で71%、排水構造物工で65%、構造物撤去工で62%、取付道路及び水路工で67%、その部分が低く計上しておりました。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 答弁漏れ。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、私のほうから、低入札価格の調査基準価格の設定についてでございます。調査基準価格の設定につきましては、予定価格の75%から92%の範囲内ということで、国の基準に合わせて対応してございます。また、その調査基準を決定する計算式も、国の基準に合わせて現在対応しているところでございますので、国のほうがまた改正等を行った場合は、それに伴って町のほうでも対応したいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 5番 七良裕 光君。

○5番（七良裕 光君） 最後です。これだけ調査基準価格を下回る業者が多数出てくるということは、全て低入札調査委員会にかかってくる事業が多くなってくるんじゃないかなと、こう思いますが、そのことについて、もう少し考えていく必要があるのではないかと。それとともに、以前もあったんですが、変更契約とかというようなことが頻繁に起こらないのかということを再度建設課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 七良裕議員の再々質疑にお答えいたします。

調査基準価格を下回る業者が今回多数ございました。それにつきましては、国の基準、県の基準等々に沿った形で積算をしておりますものでございますけれども、そのあたりというのは、今後、業者選定委員会等々のほうで、入札制度審査会等々のほうで再度協議してまいりたいと思っております。

それと、変更契約につきましては、以前から御指摘でございますように、設計の精度を極力上げることで、変更契約等々が生じないよう、ただ、どうしても必要な変更という

のはあろうかと思えますけれども、極力変更契約等々が生じないように、設計精度を上げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番 美濃良和。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） さきの質疑の中で若干気になったのが、安価な労力というふうな答弁があったように思ったんですけれども、それは私の聞き間違いでしょうか。それだったら、また問題かというふうに思うんですけれども、お答え願いたいと思います。

それから、やはり落札率が78.78%ということで、これはやはり相当今、業者の方々も仕事がないということで、こういうふうな、俗に言う切り合いというやつをやっているというふうなことが考えられるわけですが、その中で問題ということについてはならないのか。さきにもお聞きしましたが、さきの折口組については、この落札率85.93%と。今度のこの請負はさらに低い78.78ですから、そのところのいろんな附帯的な仕事についての影響はないのかどうか。その辺についてはどういうふうに確認されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、今も出ていましたけれども、さきの変更契約ですね。そこでは大きな増額というふうになったわけですが、それは大体木についての計算が不十分だったということで、この木のその伐採の費用とか、処理の費用、さらには根の処理についてまで、それがあつたがために金額が多くなったと。そういうことについては、今回も同じ場所、延長ですから、同じようなところの工事になるかというふうに思うんですけれども、その辺についてはどういうふうに設計段階で見込まれているのか、お聞きしておきたいと思います。

以上です。お聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えしたいと思います。

先ほど、まず1点目に、安価な労力って美濃良和議員がおっしゃいましたけれども、

これにつきましては、経費削減と資材の仕入れにおきまして、見積りを複数とる中で、一番安い業者を採用したって申したものでございますので、御理解賜りたいと思います。

それと、低い入札率の件でございます。これにつきましては、主にこの道路改良工事というのは、補強土壁の工事、土工でございます。各それぞれ地元の工事業者さん、事業者の皆さんにつきましては、同種工事の施工経験というのがたくさんありますので、企業努力によって経費を削減することができたために、安価な入札ができたものと考えてございます。御理解賜りたいと思います。

それと、変更契約、再三いろいろと、何というのか、問題になった部分につきましてなんですけども、木の伐採、木の伐木、その費用につきましては、前回の釜滝工区と柴目工区等の経験も踏まえまして、その費用を今回の設計の積算に計上してございますので、安易な変更はないものと考えてございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そういう問題はないということでございますけれども、何にしても78%というふうな低い数字ですよね。今、課長さんも言われましたけど、安い業者、要するに、下請に入ってもらおうということかというふうに思うんですが、そういう答弁でなかったんですか。安い業者の方を下に入ってもらおうというふうな、下というのは、その部分的にいろんな業者の力も借らんとあかんということなんでしょうけれども、そういう点で問題はないのか。やっぱりそれぞれに当然必要な費用というのはあると思うんです。こういうふうに低入札ということで、昔だったら最低制限価格ということで、そこから低い業者についてはもう失格になると。こういうことになってくるのを、今、調査基準価格というふうに変わってきている。それで、その金額でできるかどうかの調査をして、できるならば、業者がそういうことでできると説明があれば、それで落札になるということなんでしょうけれども、その辺のところを負担が行かないのかどうか。最低制限価格というふうなやり方と、こういうふうなやり方で、業者がそれによってあまりに、何というんですか、身を切る形で執行するということについては、やはりこれも問題があるかというふうに思うんですけれども、この納得のいく説明であったということでございますけれども、それはそれで、どこかの業者に、どういふんですか、負担がかかったりしておらないのかどうか。その辺についてはどういふふうに調

査なりされたのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、この契約につきましては指名競争入札でございます。指名競争入札ということで、なるべく低い金額、ただ、その金額につきましては、必要な経費は十分計上した上で、自社の利益等を確保した上で入札されるものと考えてございます。工事におきましては、直接工事費、共通仮設費、その他ございますけれども、そういった部分で必要な経費は計上されているものと考えてございます。その上で、できるだけ効率のよい工事を行うことで、安価な金額を提示していただいたものと考えておりますので、下請事業者を圧迫するような、そういうものではないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君

○11番（美濃良和君） もう一度お聞きしておきたいと思います。

町長にお聞きしたいんですけれども、以前、寺本町長も、やはり町内業者を育成しておかなければ、大きな災害等があったときに、数年前の電気が途絶えたときに、結局、普通3日も待てば何とかかなるというふうな災害に対するあれがあるんですが、あのときに、うちだけが災害受ければ来てくれるんでしょうけれど、大災害の場合は、どうしてもうちのように人口の少ないところは後になってくると。そのために1週間、10日と電気が来ないということがあったということで、やはり町内業者というのを育成をしておかなければ、こういう面でも大変なことになるかというふうに思います。

そういうことで、やはり請負についても、やはり一つは、町民に向けてのサービスを提供するための工事、そういうふうなものをやっていくとともに、もう一つは、公共事業というのは、その地域にお金を落とすという、そういう大事な仕事なんですよ。これがやはりあまり切り合いをして低入札ということになってくると、これは経済的な面で、今、問題になっていますけれども、アベノミクスのおかげで大変な物価が上がってきたと。そういうふうなことに對して、やはり上がったから賃金が上がるとか、そういうふうなことになってきているわけですね。そういうふうな点で考えたら、この工事についても、入札についても、そういう点で考えていかなければならないんじゃないかというふうに思うんです。

今、ここでの調査基準価格の設定、それから、このところで、業者の皆さん方も

入札においてはできるだけ低くという、取りたければ低く入れなきゃならんわけですが、そのところで、ある程度のところで無理をしないという、そのところの低入札防止ということがされなければならんんじゃないかというふうに思うんですね。そういう点で、難しいことですが、その辺についての対策と申しますか、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 美濃議員、ちょっと議案の質疑とずれてきておるんですけども。

○11番（美濃良和君） いやいや、だから、これが低いということから、その今後についてもどうであるのか、お聞きしておきたいと。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前11時36分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前11時37分）

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられるように、町内業者の育成というのは本当に大事なことで、やろうというのは、これはもう実感しております。大きな災害のときに、やはり大きな重機で業者のお力を借りなければなかなかできないというのは今までもありましたし、これからもある可能性は高いということで、町内業者の育成というのは大変必要であるというふうに考えております。ということで、できるだけ町内業者で指名競争入札をしたいということで、この案件も、先ほど可決いただいた案件も、そういう形でやってきているところであります。

今回の落札率78%というのは、本当に低いというふうに、そのとおりであり、先ほど七良裕議員にもお答えいたしましたけども、低入札価格調査委員会で事細かくチェック、チェックして、このときには、特にこの部分だけが基準価格と見積価格の差というよりも、全体に企業努力で下げてこられた数字であるということで、これもあって、調査委員会は妥当ということで判断したんであると思いますけれども、今回はその業者

はやはり企業努力で、何とかこれをうちでやりたいというような、そういったつもりでこの金額で応札してくれたんだらうというふうに思っております。それはその企業の努力でありますので、尊重すべきであって、それでもって、きちんとした工事ができるといことで、調査委員会のほうもそういう判断をして落札業者としたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

(発言する者あり)

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前 1 1 時 3 9 分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

(午前 1 1 時 4 0 分)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 3 号に対して討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第 4 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 8 日から 13 日までの 6 日間、議案精読のために休会し、14 日午前 9 時から会議を開きたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって散会いたします。

（午前 11 時 42 分）